

議案第15号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金2,500,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生日

令和元年7月19日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、胸椎椎間板ヘルニア治療のためのヘルニア摘出手術を実施するに当たり、当該手術の結果生じる可能性がある障がいについての説明が十分でなかったため、手術をしない選択を行う機会が失われたも

のである。当該手術の結果、和解の相手方には両下肢麻痺の障がいが生じた。